



令和7年産水稻 登熟不良およびイネカメムシに注意

本年は、全国各地で猛暑日が連日記録されており、高温状態で推移しています。

このような状況が続きますと水稻の登熟不良による乳白米等の発生や、滋賀県にカメムシ被害の注意報が出されたことにより、カメムシによる被害発生が懸念されます。

水稻共済の支払要件はご加入の方式により下記のとおりとなります。

下記の支払要件に加えて、獣害などで圃場ごとに全損の被害が発生した場合は、一筆全損特例で基準収穫量の7割分が共済金として支払われます。

水稻共済加入時に一筆半損特約を選択して頂きますと、圃場ごとの損害評価結果が50%以上の被害に認定されれば、基準収穫量の2割分が共済金として支払われます。

以上の被害が発生した場合、被害申告をしてください。

水稻共済は収穫前に被害申告がなければ対象になりませんのでご注意願います。

各方式の特徴は

加入方式	地域インデックス方式	半相殺方式	全相殺方式	品質方式
加入要件	※全ての農家をご加入いただけます。		過去5か年分の収穫量がわかる書類が必要になります。 JAに乾燥調製（粳すり等）を依頼しており、収穫量がわかる方。または自分以外の他の農業者もしくは集荷業者等に乾燥調製（粳すり等）を依頼しており、その受託者からの収穫量がわかる書類を提出できる方。	JAに玄米（袋）で出荷しており、品種ごとの等級別に収穫量がわかる方。またはJA以外の集荷業者等に出荷しており、品種ごとの等級別に収穫量がわかる書類を提出できる方。
対象となる災害	自然災害等による収穫量の減少（品質方式は収穫量の減少又は品質低下）			
補償期間	移植期（直播する場合は発芽期）から収穫するときまで			
支払要件	市町の統計単収が基準単収の1割（2割、3割）を超えて減少した場合	収穫量が基準収穫量の2割（3割、4割）を超えて減少した場合	収穫量が基準収穫量の1割（2割、3割）を超えて減少した場合	生産金額が基準生産金額の1割（2割、3割）を超えて減少した場合
補償割合	9割・8割・7割	8割・7割・6割	9割・8割・7割	
共済金の支払時期	生産年の翌年3月～	生産年の12月	生産年の翌年4月～	